

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和元年5月17日（金）17:08～17:23
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニック代表

委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

#### <自治体>

小田野 直光 仙北市総務部地方創生・総合戦略統括監

明平 英晃 仙北市総務部地方創生・総合戦略室主査

#### <事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 平成30年度の仙北市の取組に係る評価について
- 3 閉会

---

○蓮井参事官 それでは、2コマ目でございます。仙北市にお越しいただいております。

「平成30年度の仙北市の取組に係る評価について」のヒアリングでございまして、仙北市から御提出いただいている1枚の両面の資料等は、公開の扱いでよろしゅうございましょうか。

それから、もう一つ、本日の議事の内容につきましても公開でよろしゅうございますか。

○小田野統括監 はい。

○蓮井参事官 そういうことで、まず、仙北市からお話をいただいて、議論になろうかと思いますが、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところ、お越しくださいますてありがとうございます。

それでは、早速、この資料についてプレゼンをお願いいたします。

○小田野統括監 仙北市でございます。

普段より大変お世話になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成30年度の活用メニューに関しましては、構造改革特区のメニューでありますけれども、地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者要件の特例の活用をさせていただいております。

これは、元々は、国家戦略特区の旅行業務取扱管理者の確保事業を、平成29年度だったと思ひますけれども、そこから活用が進んで、さらに構造改革の特区の活用になったものです。仙北市で農山村体験推進協議会というものがありますけれども、その事業者の皆さんは、普段は農家民宿を営まれているわけですが、そういう意味で常駐が難しいということで兼業を認めていただくということで、現在、無理なく兼業の形態で、常駐ということではなくて、今は11時から14時まで勤務するという形で、かなり負担なくやっております。

今後の課題としては、独自の新しい着地型の旅行商品の開発というところがありますけれども、現時点でもかなり農山村体験推進協議会自体でインバウンドも含めて色々な体験メニューを提供しているので、これを今後発展させていきたいと考えております。

昨年度は、主にこの事業を中心に展開していったというところでありまして、残念ながら新規提案に関してはできていないところがありますので、今年度はその辺にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

今後の展開としては、自己評価の中ほどになりますけれども、内閣府と一緒に特区推進共同事務局を立ち上げさせていただいております、主にそこで近未来技術を活用したまちづくりを、規制緩和を活用しながらやっていくことを検討しております。トヨタとソフトバンクとの合同会社ですが、MONET Technologiesとの事業連携が本格的に進むようになりまして、10月から事業をできるように、今調整をしております。

その他、近未来技術の活用として農業とか水素エネルギー利用に関しては、地方創生推進交付金を活用して事業展開をしております。

あわせて、現在、国土交通省のほうでスマートシティモデル事業の募集をやっておりますけれども、これについても自動走行、水素ドローン、農業IoT、観光人流データといったものを一括でやる新しいまちづくりの提案をさせていただいております。

裏のページに行きまして、今後の取組方針としては、今お話ししたようなスマートシティ関係の事業をしっかり進めるということ、これは内閣府との共同事務局の実施事業ではありますけれども、ここをしっかりやっていくことが一つ。

もう一つは、新規提案として、タクシー事業での軽自動車の利用という分野をやっていこうと思っております、これは実際に市内のタクシー事業者から御提案をいただいております。現時点では、愛媛県でも同様の提案があったと伺っておりますけれども、現在、労働条件の悪化になるのではないかとということで、若干の検討が必要になっておりますけれども、この辺をもう少し整理をして、内閣府の事務局と進めていきたいと思っております。

記載が漏れていますけれども、もう一件、農家民宿関係では、兼業という形で11時から14時までの勤務にさせていただいておりますが、さらに踏み込んで、これを事務所には農家民宿の方がいなくてもいい形にできればということで、実際、業務の形態も事務所にお客様がいらっしゃることもほぼない状態になっておりますので、さらにもう一步踏み込んだ規制緩和の提案を進めていきたいと思っております。

御説明は以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

この軽自動車タクシーは中々魅力的だと思うのですが、労働条件の観点から国土交通省は認めないというのは、どういう理由なのか。

○小田野統括監 今、伺っているところでは、愛媛県の場合は、タクシードライバーの方がかなりの時間を軽自動車の中に常駐する形になるので、普通乗用車に比べて若干窮屈な中で長時間労働をするということで、問題ではないかと聞いております。

一方で、仙北市の場合は、タクシードライバーの方はどちらかと言うと、要請に応じて車を運転する形になるので、長時間運転することもないので、車のメンテナンス費とかいった観点から、非常に有効な手段ではないかと考えております。

○八田座長 運転する時間は愛媛県と比べて短いということだと、運転していないときには稼ぎにならないけれども、どうなさっているのでしょうか。

○小田野統括監 元々タクシーの台数も少ないということもあって、今、タクシーの多くは病院に行くお客様とか、観光の駅が角館駅と田沢湖駅の二つありまして、1時間に1本新幹線が停まりますので、そのタイミングでお客様を運ぶことがほぼ営業形態になっているので、それに見合ったタクシーの数を保有している形になっていると思います。

○八田座長 そうすると、仮に国土交通省が心配する窮屈さを労働時間の連続の時間を短くすることによって解決しても、仙北市の場合にはやっつけていけるということですね。

○小田野統括監 そうです。我々としては、今そういうふうを考えていて、その辺を具体的な労働条件で問題がないということをタクシー事業者と詰めた上で、内閣府のほうに提案をしたいと思っております。

○八田座長 もう一つは、山道は軽自動車ぐらいが走れる道しかないという理屈は成り立たないのですか。軽自動車だとUターンするのも楽でしょう。

○小田野統括監 そうなのですけれども、田舎の山のほうに行ってもそれなりに広い道がありますので、中々その説明は厳しいかもですね。

○八田座長 分かりました。

では、委員の皆さん、他に御質問はないでしょうか。

○本間委員 農家民宿というか旅行業務取扱管理者の時間延長の話とかありますけれども、今、非常に需要が増えているという話なのか、その背景と根拠についてお話しいただけますか。

○小田野統括監 元々旅行業務取扱管理者の確保の点に関しては、農山村体験推進協議会

を構成している団体が農家民宿とかキャンプ場の経営者とかいった方たちで、この協議会自体で旅行商品を扱うとなると、どうしても旅行業の資格が必要になります。

元々平成29年度の国土交通省がやられた国家戦略特区における旅行業務取扱管理者の確保事業というのは、試験の要件を緩和して、農家民宿のような方でも研修を受ければ資格を取りやすくなるという規制緩和をしていただいたものです。

そうは言っても、事務所には常駐しなければいけないという縛りがありますが、そこに来訪するお客様も現実にはほとんどいらっしゃらないので、現状、営業時間中は全て開けなくては行けないですけども、そうではなくて、11時から14時の間だけ時間を限定して農家民宿経営者の方が分担して勤務するような形を取っております。

どうしても忙しいときには、朝早い時間とかお客様の送迎という時間帯のやりくりをするのが中々難しいという御要望がありまして、今回こういう規制緩和を活用させていただいております。

○八田座長 この事務所は何をすることなのですか。

○小田野統括監 事務所は結局、協議会の事務所は色々な予約の取りまとめとか、例えば、一つの団体で20人とか30人いらっしゃるときに、農家民宿を割り振る役割をやっております。今、事務局自体は市役所の職員が応援してやってはいるのですけれども、実際その事務所にお客様が来て旅行商品を買いたいとなると、どうしても資格を持っている方が対応しなければならないのですけれども、現実的にそういう場面が想定されないと言いますか。

○八田座長 お客様はそういう商品は買わないと。

○小田野統括監 買わないというよりも、ほぼインターネットであつたり、電話で予約とか、あるいは旅行会社の方が直接協議会の事務局に電話をして問合せをして予約をする形が主流でして、わざわざ普通に回っているお客様が協議会に来て、体験プログラムをやりたいのですという相談は中々ないということです。

○八田座長 そうすると、例えば、旅行業者が相談したいときに、ここが開いていなかったらインターネットで誰か別のの人に相談すればいいのですか。

○小田野統括監 今後の対応としては、そういうことが生じた場合には、事務局自体は市役所の中にありますので、誰かが訪問されたときにすぐ資格を持っている農家民宿の方に、テレビ会議なりで連絡ができる体制をしっかりと構築しておけば、事務所としての要件として成り立つのではないかということは今後提案していきたいなと思います。

○八田座長 テレビ会議でやるということは、資格を持っていらっしゃる方は自宅には待機してはいけません。でも、わざわざ事務所には出てこなくてもいい。ある意味で遠隔でやりましょうということですね。

○小田野統括監 はい。

○八田座長 分かりました。

阿曾沼先生、どうぞ。

○阿曾沼委員 今、医療の世界でも、海外とはSNSツールを使って何人とでも会話できる時代になってきましたから、時代に即してそういうふうになればいいと思いますので、それは徹底的に主張していただきたいと思います。

あと、労働条件は時間外労働、不払い、健康障害なり被害という三つのカテゴリーで考えていくのだらうと思いますが、さっきおっしゃったように、連続での運転時間などで、問題ない条件を付けてできるだらうと思いますが、軽自動車と普通自動車の事故率とか健康障害は統計上何か相違などがあるのでしょうか。その辺も踏まえて理論武装されてやられるといいのではないかと思います。

○小田野統括監 ありがとうございます。その辺も含めてしっかり事業者と国土交通省に提案できる中身を事務局とも相談しながら作っていきたいと思います。

○八田座長 農家民宿の御提案についてお書きになるときは、遠隔で資格を持っている人と通信することを強調されたほうがいいのではないのでしょうか。そこが味噌のような気がします。

○小田野統括監 ありがとうございます。

○八田座長 他にございませんか。

事務局は何かありますか。

○蓮井参事官 結構でございます。ありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。